



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 19 日(火)
第 7 8 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任 (896) (八頭総合事務所農林局) 2	2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (897) (障害福祉課) 2	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (898) (米子保健所) 3	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (899) (景観まちづくり課) 3	3
	保安林の指定予定 (2 件) (900・901) (森林保全課) 3	3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (902~904) (〃) 4	4
◇ 公 告	歯科技工士試験の実施 (医務薬事課) 7	7
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 9	9
	採石業務管理者試験の追加合格者 (治山砂防課) 12	12
◇ 調達公告	落札者の決定 (行政経営推進課) 13	13
	落札者の決定 (病院局総務課) 13	13
◇ 正 誤	平成 18 年 12 月 8 日付鳥取県公報第 7846 号中訂正 (2 件) 13	13

告 示

鳥取県告示第 896 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無 66
- 〃 西 尾 隆 之 鳥取市佐治町津無 479
- 〃 下 石 譲 鳥取市佐治町畑 238
- 〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無 108
- 〃 西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無 454
- 〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無 360
- 〃 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸 399
- 監 事 中 谷 庄 治 鳥取市佐治町高山 61
- 〃 小 谷 俊一朗 鳥取市佐治町加瀬木 389
- 〃 西 尾 光 之 鳥取市佐治町津無 594－ 3

平成 18 年 3 月 28 日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無 66
- 〃 西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無 454
- 〃 奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無 360
- 〃 下 石 譲 鳥取市佐治町畑 238
- 〃 小 谷 俊一朗 鳥取市佐治町加瀬木 389
- 〃 前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無 108
- 〃 西 尾 隆 之 鳥取市佐治町津無 479
- 監 事 中 谷 庄 治 鳥取市佐治町高山 61
- 〃 西 尾 光 之 鳥取市佐治町津無 594－ 3
- 〃 谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸 399

平成 18 年 3 月 29 日就任 任期 3 年

鳥取県告示第 897 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第17号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
---------	------------	-----	-------

神経内科 リハビリテーション 科	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 平衡機能障害	原田 英昭	米子市上後藤三丁目 5 - 1 医療法人養和会 養和病院
------------------------	---------------------------------	-------	------------------------------------

鳥取県告示第 898 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
有限会社あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	平成 18 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 899 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
東郷都市計画公園 2・2・1 号東公園
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県告示第 900 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字中原字外ノ岡 1343 の 1、1343 の 2、大字赤松字屋根原 1736 の 3、1736 の 4、1736 の 7、1977 の 1、1977 の 6、1977 の 7
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 901 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

米子市大篠津町字戎701の8地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 902 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字深谷776

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字荒金字野ノ谷772の1、字若土773、773の1、大字黒谷字城山304、305の1、大字池谷字堤谷501の7、501の25から501の42まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 903 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町尾際字本坂6の4、字カキナル260の1、264、264の2、264の4、264の5、264の8、265の1、267、272、273、273の3、274の8、275の4、276の1、字アセヒラ630の2、字北平ル場830、830の2、830の3、830の9、字名谷口851の1、851の2、字本坂谷961、965、966、967の2、968の1、969、970、970の1、970の2、字火打岩谷976から979まで、字曲淵平980、982、984、字尾際谷平1055、1056、1059の1、1059の3、1060の1から1060の3まで、1060の6、1060の8から1060の10まで、1061から1065まで、字小田ノ尾1136から1138まで、字檜下1141の2、1144、1145、字檜谷1189、1190の1、1190の2、1191、1191の1、1192の2、1194の1、字檜頭1209の1、1210の1、1211の1、佐治町河本字奥右栃310、310の1、620、字ヤナヒサコ359、360の4、361の1、361の2、361の4、361の7、363、363の2、字嵐谷371、372、372の1、372の3、字孤ヶ尾642、644、644の1、字流田向771から773まで、774の1、779から781まで、782の1、782の2、字長戸路801の1、801の3、字棚バシ802の1、802の2、803、字ケホウ809の1から809の9まで、字堂ノ平812の1、812の3、812の5から812の64まで、813、字ハウジ谷816の1から816の4まで、字アラアラ817の1、817の2、819、字大ゾラ820、821の1から821の4まで、822、字松谷823の1から823の32まで、824の1から824の39まで、字コエン田825の1から825の4まで、826の1、826の2、佐治町春谷字切石654、655の1、656の4、656の5、657、字大段ノ上798の1、798の2、799の1、799の2、字船谷平800の1、800の2、800の5、801、字大谷平802の1、802の2、803の1、803の2、804の1、字船谷平805の1、805の2、

佐治町畑字イヤ谷ジコウ平399、401の1、402の1から402の4まで、字ヤキヤウ大谷平409、411、413、413の2、414、415、430、字チヤシ畑417、字西光明谷平478から480まで、486、491、496から498まで、502、字後口山平521、字谷尻522の1から522の5まで、字ヤキヨ尾525の1、525の2、佐治町高山字小屋場421の2、423の2、423の4、423の5、字モチアグラ433の117から433の119まで、433の140、433の141、字上へ谷959から963まで、966から969まで、971から973まで、字カタノツヤ平975、975の1、976、976の1、977、977の1、978、981、983の1から983の3まで、985から989まで、990の1から990の5まで、991の1から991の7まで、992、992の1から992の3まで、993の1から993の6まで、994の1から994の4まで、995、996、998の2から998の4まで、998の6から998の11まで、1001の1から1001の3まで、1002の1から1002の3まで、字引尾1003、1005の1から1005の4まで、1006から1009まで、1010の1から1010の4まで、1013の1、1013の2、1016、字ソウゲン1035、1036、1038の1、1038の2、1039の2、1039の3、1040の3から1040の7まで、字カタノツヤ1189の2から1189の4まで、字大平1191の1、1191の3から1191の11まで、1191の13、1191の15から1191の19まで、1191の21、1191の23から1191の25まで、1191の27から1191の29まで、1191の31、1191の33、1191の35、1191の36、1191の38、1191の40から1191の42まで、1191の48、1191の49、字アヲフ谷1192の1、1192の4から1192の6まで、1192の8から1192の11まで、1192の13から1192の18まで、1192の20から1192の24まで、字萩鳴1193、1193の9、1194の1から1194の6まで、字杉ノ沢1194の7から1194の10まで、1194の12から1194の20まで、1194の22から1194の24まで、佐治町津野字大清水83の3、83の4、83の7から83の9まで、字狼鳴646の1から646の55まで、646の57から646の64まで、646の66、646の67、646の71、646の76、字中尾平683、685、686、688、692、694、字馬場尻694の1から694の42まで、694の44、694の45、694の47、694の49、694の51、694の53、694の54、694の56、694の59、694の60、字中尾平694の62、字東大平699の1から699の3まで、700、701、703、704、706、706の1、706の2、707、708、710、712から714まで、715の2、719、720、723、字大段ノ上724から731まで、733、735、佐治町津無字瀧谷日平850の1、850の2、850の4から850の10まで、字瀧谷頭851の1から851の4まで、字瀧谷影平ラ852の1、852の2、852の4、852の6から852の12まで、佐治町福園字庭林240、字木合谷東平241の1から241の4まで、244の1から244の3まで、245の1から245の3まで、字木合谷西平246、字木合谷大茅野299、300、字木合谷溜瀧谷302の1、302の2、字木合谷東平古屋敷303、字木合谷奥東平304の1から304の5まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町加瀬木字秋長1389の1から1389の3まで、字家ノ上1396の1、1396の2、字猫居2455、字西下モ河原2530

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 904 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字ダイノナル658の1から658の6まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験期日
 - 実地試験 平成 19 年 3 月 4 日(日) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
 - 学説試験 平成 19 年 3 月 5 日(月) 午前 9 時から午後 3 時まで
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目 84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目
 - 実地試験 歯科技工実技
 - 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、

小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成 19 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成 19 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。

5 受験願書の受付期間

平成 19 年 1 月 12 日（金）から同月 19 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間

なお、郵送による申込みは、平成 19 年 1 月 19 日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成 19 年 3 月 12 日（月）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真（手札形台紙付とし、出願前 6 月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成 19 年 3 月 19 日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の 1 階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、合格発表から 1 月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの（顔写真がはり付けられているものに限る。）

(3) 開示内容 科目別得点及び総得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医務薬事課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857-26-7173）に照会すること。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 1 日付鳥取県告示第 856 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西村善三郎	鳥取市河内字椎谷上平 1493 の 2
西村 幾蔵	鳥取市河内字西土居 1512
西村 徳蔵	鳥取市河内字西土居 1513
竹内丈四郎	鳥取市河内字西土居 1514

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 1 日付鳥取県告示第 857 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大呂 雅則	八頭郡智頭町大字大呂字丸淵 950
大呂傳九郎	〃
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字大呂字ハセツコウ 955 の 1（次の図に示す部分に限る。）
大呂傳九郎	〃
大呂源五郎	八頭郡智頭町大字大呂字成畑ノ上エ 1040
〃	八頭郡智頭町大字大呂字成畑ノ上エ 1042
大呂 健治	八頭郡智頭町大字大呂字カケ子コノ上エ 1078
小林源次郎	八頭郡智頭町大字埴師字清水ヶ平 1255 の 2
小林 萬吉	〃
〃	八頭郡智頭町大字埴師字北谷山 1260 の 4
小林 至	八頭郡智頭町大字埴師字北谷山 1260 の 7
小林 萬吉	〃
原田 幸雄	八頭郡智頭町大字埴師字北谷山 1260 の 8
小林 至	八頭郡智頭町大字埴師字北谷山 1260 の 9
小林 萬吉	〃

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 1 日付鳥取県告示第 858 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 770
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 774 の 1
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 774 の 2
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 2
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 4
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 6
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 7
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 10
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 11
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 12
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 777 の 19
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 785
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 4
〃	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 8
安住 悦治	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 12
安住新太郎	〃
安住 善次	〃
安住 悦治	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 16
安住 吉博	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 17
安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 18
安住 悦治	八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷 787 の 31
安住新太郎	〃
安住 善次	〃
黒岩 則彰	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 1

安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 2
〃	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 3
安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 6
安住 悦治	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 7 (次の図に示す部分に限る。)
安住新太郎	〃
安住 善次	〃
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 8
石田 脩美	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 12
〃	八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷 805 の 13
柴田 哲夫	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 831 の 3
安住 善次	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 831 の 10
黒岩 君宣	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 831 の 16
〃	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 831 の 17
柴田 哲夫	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 831 の 40
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷 835

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

平成 18 年 10 月 13 日に実施した第 35 回採石業務管理者試験に追加合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 1 0 4

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | パーソナルコンピュータ等賃貸借及びソフトウェア購入 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成18年10月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 西日本電信電話株式会社鳥取支店
鳥取市湯所町二丁目258 |
| 5 落札金額 | 139,744,080円（月額2,911,335円。消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成18年9月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部行政経営推進課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月19日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 手術台システム 5式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成18年11月30日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 小西医療器株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水四丁目53 |
| 5 落札金額 | 37,170,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成18年11月14日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局経営課
倉吉市東昭和町150 |

正 誤

平成18年12月8日付鳥取県公報第7846号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

行 13から16まで

誤 ウ 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成17年鳥取県告示第862号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。

正 ウ 平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、平成17年鳥取県告示第526号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）若しくは平成17年鳥取県告示第527号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成16年鳥取県告示第974号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）若しくは平成17年鳥取県告示第862号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。

平成18年12月8日付鳥取県公報第7846号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 12

行 14から16まで

誤 （6）平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者又は同調達公告1（2）イ（イ）に掲げる情報システム（鳥取県農業近代化資金等電算処理システム）の開発業務を受託した者でないこと。

正 （6）平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者でないこと。